資料２

第25回東京圏国家戦略特別区域会議
東京都提出資料

品川駅北周辺地区における都市再生の推進

認定事案

〇国際ビジネス交流の街の顔となる「**高輪ゲートウェイ駅と街全体を一体的につなぐ歩行者広場等**」の整備
〇文化・ビジネスの創造に向けて、**文化創造施設、ビジネス支援施設、カンファレンス・コンベンション**等を整備
〇外国人ビジネスワーカー等のニーズに対応するため、**国際水準の宿泊施設や居住施設**を整備すると共に、
　インターナショナルスクールなど生活支援機能等を整備
⇒これらの取組により、新ビジネス創出に向けた環境を整備すると共に、外国人等の居住滞在環境を向上させ、
　国際ビジネス交流拠点の形成に資する都市再生を推進

①都市計画法の特例を活用

特例活用により、約72,000㎡の敷地に、
駅前歩行者広場や建物等を整備

2020年春　新駅暫定開業
2024年度　１～４街区竣工
（事業主体：東日本旅客鉄道（株））

＜高輪ゲートウェイ駅前の歩行者広場イメージ＞

（芝浦港南地区からみたイメージパース）

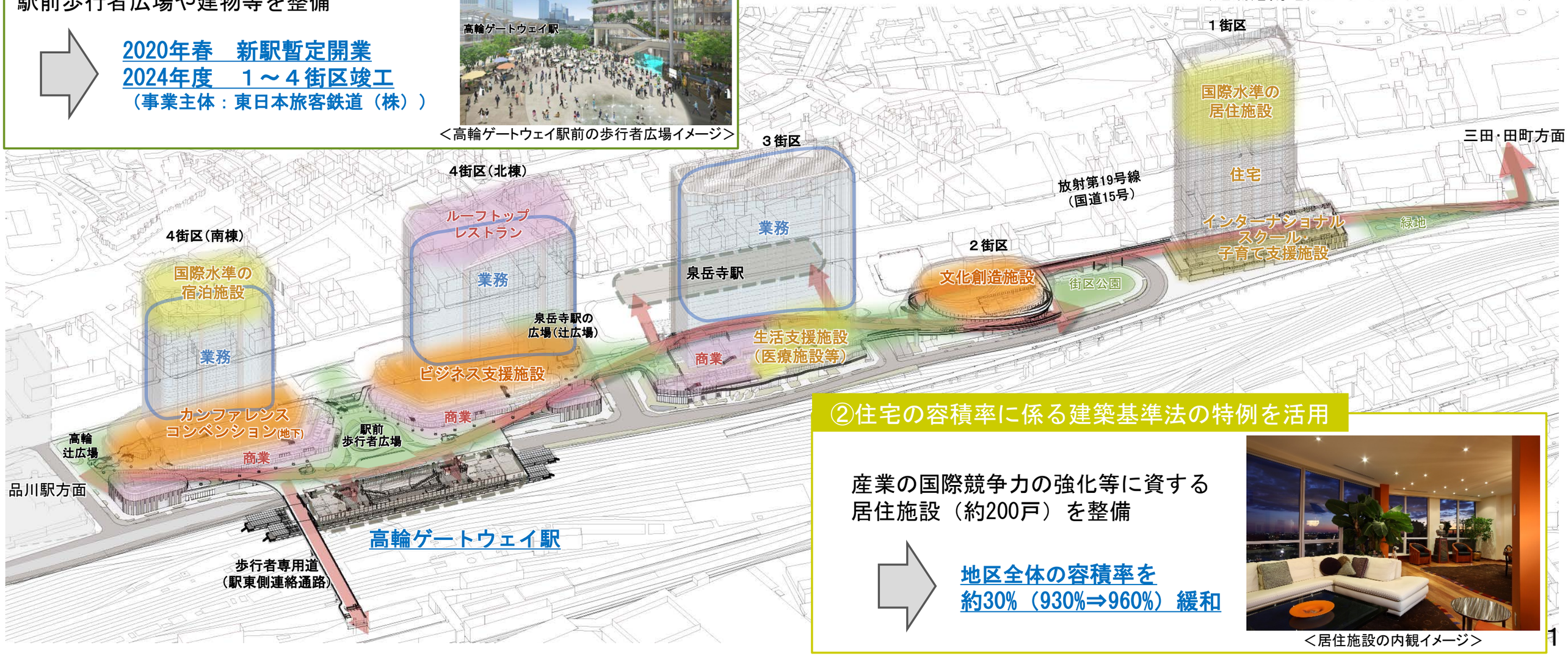

②住宅の容積率に係る建築基準法の特例を活用

産業の国際競争力の強化等に資する
居住施設（約200戸）を整備

地区全体の容積率を
約30%（930%⇒960%）緩和

＜居住施設の内観イメージ＞

新虎通りにおけるエリアマネジメントに係る道路法特例の適用

認定事案

〇**都道外濠環状線（新虎通り）**の特例適用区域において、**広告塔・看板等の設置、食事施設・購買施設の設置、各種イベントの開催**による賑わいの創出等を図る。
（実施主体：一般社団法人新虎通りエリアマネジメント）
〇2019年秋、日本の食の魅力を世界に発信する収穫祭イベントを実施予定。

■国家戦略道路占用事業の適用区域及び想定されるイベント等

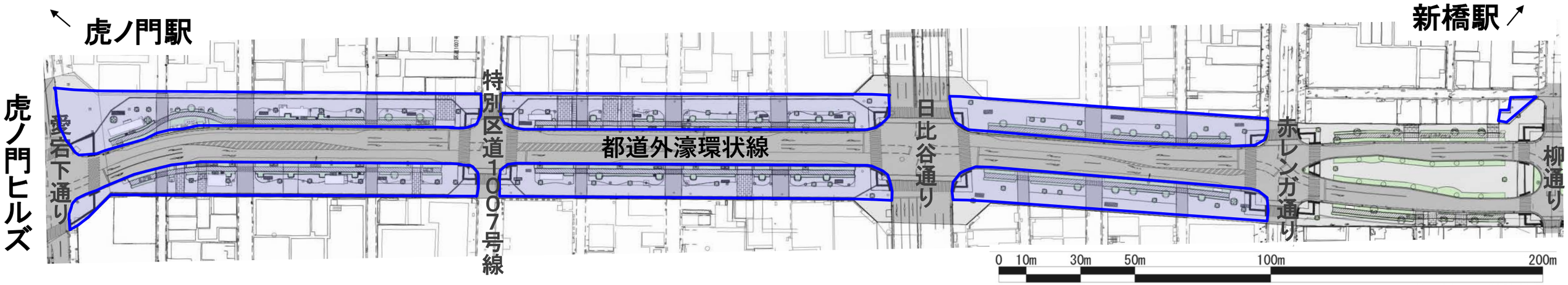

広告塔・看板

※アート広告掲出イメージ（CGモンタージュ）

食事施設・購買施設

マルシェ

打ち水イベント

公益的な事業等における搭乗型移動支援ロボットの活用

新規規制
改革提案

提案内容

○現在、セグウェイのような搭乗型移動支援ロボットが公道走行するには、道路交通法・道路運送車両法の規制があるが、公道実証実験※として、観光ツーリズムなどで活用中

○新たに、インフラ点検、警備、観光など、公益性の高い事業等について、社会実装化して公道活用を実現

※2011年以降、実証実験で2万5千km以上走行

具体的事例

（事業者）東京ガス株式会社

・道路下に埋設されたガス導管の漏えい検査において、
徒歩に代わり、作業員がセグウェイに搭乗してガス検知作業を実施※
→時間短縮など、インフラ点検の効率化が可能

※本年度から、つくば市で検査作業の実証実験予定

（事業者）セコム株式会社

・警備員が巡回警備用ロボット※に搭乗して、公道におけるイベント等での巡回警備を実施
→一人当たりの警備範囲の拡大や拡声器・AED等の搭載により、より効果的な警備が可能

※巡回警備用に開発中の製品。本年2月から、不特定多数の利用者のいる大規模施設建物内の警備で実証運用中

先端テクノロジーの活用により、生産性の向上や新たな事業展開を促進